

龍谷大学大学院研究活動奨励・支援制度

2026年度 博士論文出版支援 募集要項

1. 支援制度概要

博士後期課程学生の博士論文の公刊を促進することを目的として、本学博士後期課程において博士学位（課程博士）を取得した者が当該博士論文を出版する際、その経費の一部を支援します。

2. 申請資格要件

本学大学院博士後期課程（正規課程）に在籍し、博士学位（課程博士）の授与を申請し、当該博士論文の出版を計画している者＜単著のみ＞（当該年度の9月修了者を含む）

※支援対象は出版社の事業として刊行される出版物であり、編集・校正費は出版社が負担することを前提として契約が締結できるものに限りします。

※次のいずれかに該当する場合は、支援対象外とします。

- ①大学、研究所等がその事業として刊行すべきもの
- ②出版社の企画によって刊行されるもの
- ③自費出版と認められるもの

（助成対象はISBN（国際標準図書番号）を付して市販されることが、出版社との間で合意されていることを条件とする。）

※社会人学生が勤務先（本務先）でも研究を行っている場合、以下の条件を全て満たす場合に限り支援の対象となります。

- ①龍谷大学大学院生名義での研究活動であること
 - ②当該研究活動について勤務先（本務先）から経費支給や支援を受けていないこと
- 勤務先（本務先）と重複した支援は行いませんので、申請にあたり、勤務先からの支援がない旨の証明等を求めることがあります。

3. 支援内容

出版費支援 : 上限100万円（年2件まで）

※支援の対象となる経費は直接出版経費（組版・製版・印刷・用紙代・製本代）であって、編集、校正等の付帯経費および特装本は除きます。

4. 支援対象

申請の翌年度中に刊行されるもの

5. 申請時期

2026年度：2027年1月15日（金）～1月29日（金）

※当該年度9月修了者もこの期間に申請してください。

6. 申請方法

申請フォームへの入力で申請を行ってください。申請にあたっては、以下の提出書類を申請フォームにおいてファイル添付で提出してください。

申請フォームアドレス：<https://forms.cloud.microsoft/r/TaWy2iwYSu>

※申請フォームには、龍谷大学のGoogleアカウントでログインをしたうえでアクセスしてください。

【必要となる提出書類】 ※全てPDFファイルで提出（写真データは不可）

（申請時）①博士論文出版支援 申請書（所定様式：PDFファイル添付）

②博士論文（PDFファイル添付）

③博士論文要旨（PDFファイル添付）

④出版社からの見積書（様式任意：PDFファイル添付）

⑤出版社からの出版承諾書（様式任意：PDFファイル添付）

⑥研究業績報告書（様式任意：PDFファイル添付）

⑦博士学位申請書のコピー（PDFファイル添付）

※既に修了したものが申請する場合は提出不要。

⑧履歴書のコピー（PDFファイル添付）

※博士学位申請時に提出したもののコピーを提出すること

7. 申請にあたっての留意事項

（1）審査は専門外の教員が行うこともあるため、専門分野が異なる方にも理解しやすいように申請書類を作成してください。

（2）出版にあたって他の助成を受ける場合は、申請書の経費欄に記載してください。

（3）出版社の選定は申請者自身の責任で行ってください。

（4）申請書類の受付後、申請資格要件を満たしていないことが確認された場合、審査を行わず申請書類を破棄します。

8. 申請後のスケジュール等

提出された資料等に基づき、大学院教学会議において採否を決定します。採否結果については、申請者宛に通知します<3月採否決定>。

9. 支援金の給付

出版物刊行後、提出書類に基づいて給付を行います。そのため、博士後期課程修了後の支給も可とします。詳細は採用者に個別にお知らせいたします。

【必要となる提出書類】

(給付時) 出版した成果物、経費報告書、領収証 等

10. 受給者の義務

- (1) 博士論文を出版する出版社への委託内容に関する手続きは、申請者が責任持って行ってください。
- (2) 出版する図書の前書きまたは後書きに、「龍谷大学大学院 研究奨励・支援制度 博士論文出版支援を受けた出版物である」ことを明記してください。
- (3) 支援対象期間内（申請の翌年度中）に博士学位論文を出版し、本支援金の受給手続きを完了してください。
- (4) 支援金の交付決定を受けた者は、刊行後速やかに出版した図書4部を提出してください（出版助成規程第6条第2項に準じる）。
- (5) 本支援金は所得税法上「課税」扱いになる場合があるため、必要に応じて受給者本人の責任で税務手続きを行ってください。詳細は最寄りの税務署に確認してください。

11. 支援の取り消し

次のいずれかに該当するときは、支援を取り消します。

- (1) 博士論文が支援対象期間（申請の翌年度中）に出版されなかったとき、または出版の見込みがなくなったとき。
- (2) 博士学位申請論文により博士学位を授与されなかったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載やその他の不正の事実が判明したとき。
- (4) 募集要項に定める必要な手続きを行わなかったとき。
- (5) 博士論文の内容に盗用、不正等があったとき。
- (6) 上記の他、出版に対する支援が不適切であると大学院教学会議議長が判断したとき。

12. 申請書類および個人情報の取扱い

- (1) 申請書類等の提出物は審査のみに利用します。なお、提出物は返却しません。
- (2) 申請書類等により取得した個人情報は、審査以外の目的には利用しません。

以 上